

京都市告示第 5 1 9 号

身体障害者福祉法第 1 5 条第 1 項に規定する医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

令和元年 1 月 6 日

京都市長 門 川 大 作

医師名	診療場所	診療科目	障害区分	追加する障害区分
越智 雅晴	(福) 聖地マリア会 聖地マリア医療福祉 センター	小児科, リハ ビリテーショ ン科	肢体, 心臓, 腎臓, 呼吸 器, ぼうこ う・直腸, 小腸, 免疫	音声・言語, そし やく
西村 茂	(医) 西村医院	内科	心臓, 腎臓, 呼吸器, 小 腸	肢体
濱中 正嗣	京都第二赤十字 病院	脳神経内科	平衡, 音 声・言語, 肢体	視覚*, そしやく
吉岡 裕司	医療法人同仁会 (社団) 京都 九条病院	外科	ぼうこう・ 直腸, 肝臓	肢体

*障害区分の視覚又は聴覚については, 診療科目が眼科又は耳鼻咽喉科以外の
場合, 腫瘍や神経疾患等による視力喪失者又は聴力喪失者の診断に限る。

(地域リハビリテーション推進センター企画課)